

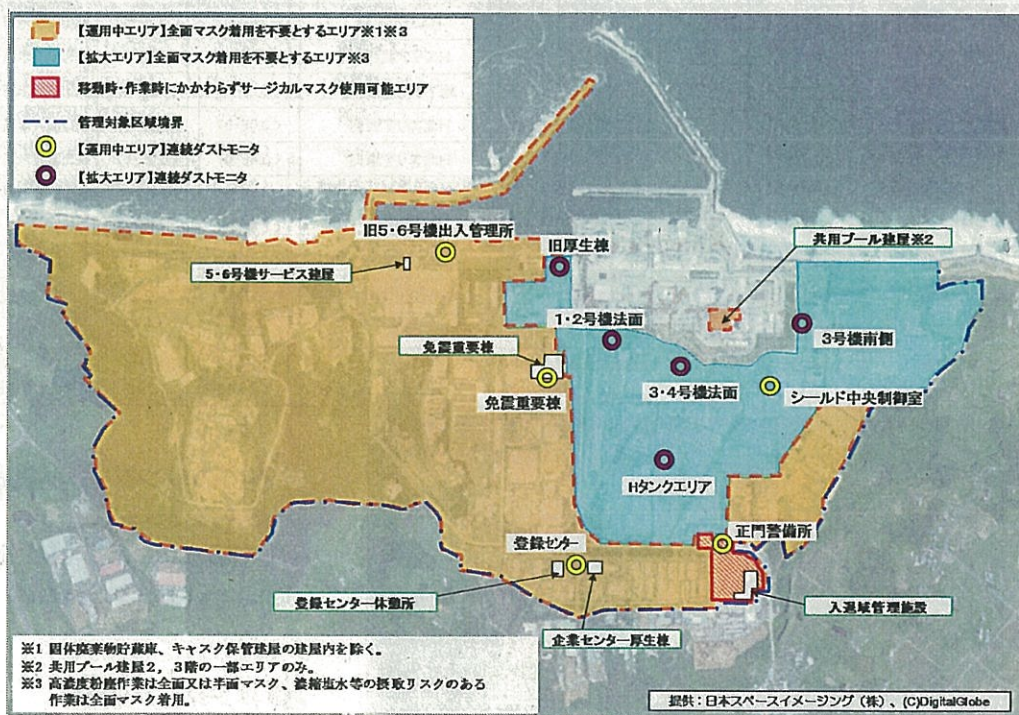
全面マスク着用を不要とする エリアの拡大について

2015年5月28日
東京電力株式会社



今回拡大予定の全面マスク着用を不要とするエリア

3, 4号機法面、Hタンクエリアの連続ダストモニタを追加し、合計10台の連続ダストモニタで監視できるようになったことから、1~4号機周辺以外のエリアを使い捨て式防じんマスク(DS2)で作業できるエリアに設定する。

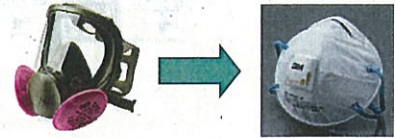


全面マスク着用を不要とするエリアの設定

目的

空气中放射性物質濃度を実測し、マスク着用基準未満であることを確認した上で、防護装備を適正化し、夏場の熱中症リスクや作業負荷の軽減、作業性向上を図る。

空气中放射性物質濃度の測定結果



空气中放射性物質濃度は、全面マスク着用基準 ($2 \times 10^{-4} \text{Bq/cm}^3$ (粒子状Cs)) DS2

未満であることを確認した。【シート3参照】

連続ダストモニタの測定値も、全面マスク着用基準未満で推移していることを確認した。
【2015年5月14日に全10台のトレンドを確認】

運用開始

全面マスク着用を不要とするエリアを拡大することについて、安全推進協議会や放射線管理連絡会で、協力企業に周知して、**2015年5月29日から運用開始**する。
なお、全面(半面)マスク着用が必要なエリア境界付近には、全面(半面)マスクが必要であることを示す現場表示を設置する。



空气中放射性物質濃度の測定結果 (2015年4月21日測定)

測定点		測定結果 [Bq/cm ³]			測定点		測定結果 [Bq/cm ³]		
No.	測定場所	Cs-134	Cs-137	合計値	No.	測定場所	Cs-134	Cs-137	合計値
1	Gエリア 南東側	< 4.0E-07	< 3.6E-07	検出限界未満	13	Hエリア北側	< 3.8E-07	< 3.2E-07	検出限界未満
2	Gエリア 南西側	< 3.3E-07	< 2.8E-07	検出限界未満	14	Hエリア北西側	< 3.8E-07	< 3.6E-07	検出限界未満
3	Gエリア 北東側	< 3.2E-07	< 2.1E-07	検出限界未満	15	地下貯水槽周辺	< 3.2E-07	< 2.8E-07	検出限界未満
4	Gエリア 北西側	< 2.6E-07	< 2.4E-07	検出限界未満	16	H北エリア西側	< 3.0E-07	< 2.8E-07	検出限界未満
5	集中環境施設南側法面上	< 2.5E-07	< 2.7E-07	検出限界未満	17	H北エリア東側	< 3.4E-07	< 3.3E-07	検出限界未満
6	シールド中操周辺	< 2.7E-07	< 2.7E-07	検出限界未満	18	集中環境施設西側法面上	< 3.2E-07	< 2.9E-07	検出限界未満
7	Hエリア南東側	< 3.3E-07	< 3.2E-07	検出限界未満	19	3号西側法面上	< 6.6E-07	5.1E-07	5.1E-07
8	Hエリア南側	< 3.3E-07	< 2.8E-07	検出限界未満	20	2号西側法面上	< 3.0E-07	3.9E-07	3.9E-07
9	Hエリア東側	< 3.4E-07	< 2.1E-07	検出限界未満	21	1号西側法面上	< 3.1E-07	5.3E-07	5.3E-07
10	Hエリア中央付近	< 2.9E-07	< 2.4E-07	検出限界未満	22	事務本館南側	< 2.3E-07	5.0E-07	5.0E-07
11	Hエリア西側	< 3.5E-07	< 2.2E-07	検出限界未満	23	汐見坂周辺	< 3.1E-07	< 3.0E-07	検出限界未満
12	Hエリア北東側	< 3.4E-07	< 2.2E-07	検出限界未満	24	1号北側法面上	< 2.5E-07	< 2.8E-07	検出限界未満



すべてのサンプリング箇所で、
全面マスク着用基準
($2 \times 10^{-4} \text{Bq/cm}^3$)より2桁程度
下回っていることを確認。

● サンプリング箇所



構内のマスク着用区分

<構内のマスク着用区分>

	1~4号機建屋内 及び周辺建屋内	全面マスク着用を不要とするエリア以外 (1~4号機周辺など)	全面マスク着用を不要とするエリア (5,6号機周辺、免震重要棟周辺、 入退域管理施設周辺など)
高濃度粉じん作業 (土壌のはぎ取り、ア スファルトのはつり、工 作物の解体等の作業)	全面マスク	全面マスク もしくは 半面マスク	全面マスク もしくは 半面マスク
高濃度粉じん作業以外 (上記以外の作業、通 過、見学)	全面マスク	全面マスク もしくは 半面マスク	使い捨て式防じんマスク(DS2)




【濃縮塩水等の摂取リスクのある作業時】

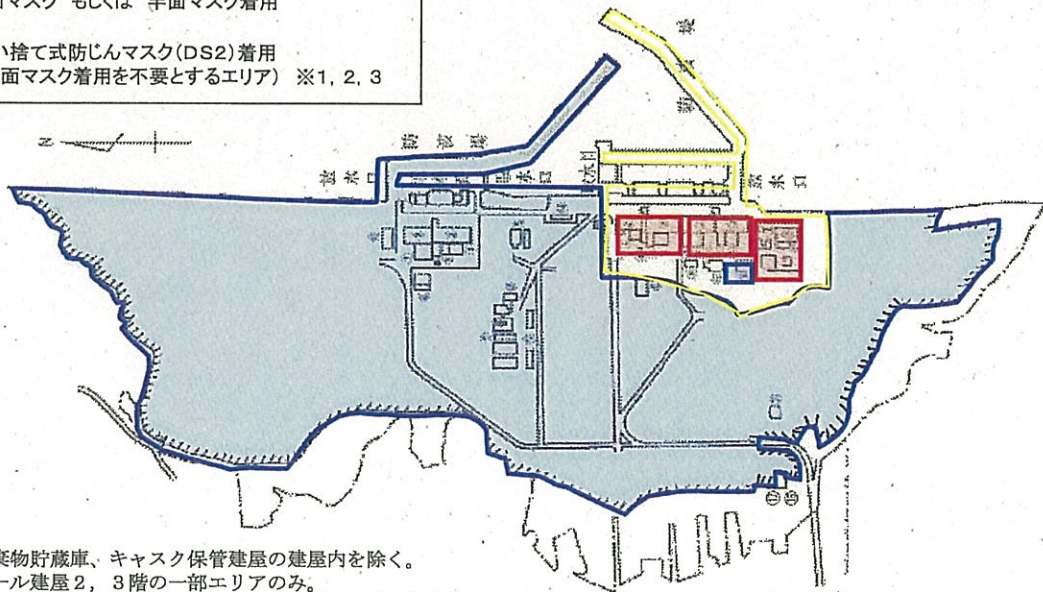
濃縮塩水等を内包しているタンクエリアでの作業(下表参照)や水処理施設内での作業は、操作ミス等で漏えいした濃縮塩水等の内部取り込みのリスクを考慮し、全面マスク着用とする。

	濃縮塩水・Sr処理水のタンク群	多核種除去設備等 処理済水のタンク群
堰内	全面マスク	使い捨て式防じんマスク(DS2)
堰外 (作業※、通過、見学)	使い捨て式防じんマスク(DS2)	

※ただし、濃縮塩水等のタンク移送ラインに関わる作業は堰内のマスクを適用

マスク着用区分マップ (2015年5月29日以降)

	全面マスク着用
	全面マスク もしくは 半面マスク着用
	使い捨て式防じんマスク(DS2)着用 (全面マスク着用を不要とするエリア) ※1, 2, 3



- ※1 固体廃棄物貯蔵庫、キャスク保管建屋の建屋内を除く。
- ※2 共用プール建屋2, 3階の一部エリアのみ。
- ※3 高濃度粉塵作業は全面又は半面マスク、濃縮塩水等の摂取リスクのある作業は全面マスク着用。